



愛媛労働局発表

平成24年11月22日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 賃金室

賃金室長 竹本 哲司

賃金指導官 竹本 正純

電話 089-935-5205 (内線 460)

報道関係者 各位

平成24年度特定(産業別)最低賃金の改正について

ー 5 業種で 4 ～ 7 円アップー

愛媛労働局（局長 田中敏章）では、愛媛地方最低賃金審議会（会長 小田敬美愛媛大学教授）からの答申を受け、5業種の特定（産業別）最低賃金を下表のとおり改正することを決定しました。

なお、特定（産業別）最低賃金の効力発生日は、いずれも本年12月25日です。

[平成24年度特定（産業別）最低賃金額決定状況]

件 名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上額 (引上率)
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	780円	784円	4円 (0.51%)
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	792円	798円	6円 (0.76%)
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	760円	767円	7円 (0.92%)
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	804円	809円	5円 (0.62%)
愛媛県各種商品小売業最低賃金	699円	705円	6円 (0.86%)